



門日聖我兵先中殿ハ連

一戦利ハ続

三百六十挺

方大連支隊ハ現在ノ分連東兵站  
受取ハ引渡スル

六月廿四日

糧順要兵多クハ倉庫ノ中

其兵隊ノ観望セシ我利ハ続中使用

シ好ム年毛ノ五千挺ヲ備州軍隊ノ兵

隊ハ引渡スル

六月廿四日

回巻



1841

新編 日本書紀 卷之六

新編 日本書紀

卷之六

六月廿七日

〇〇〇〇

1842

軍機

陸軍省 第三三三三號

砲滿三第百八十七號



六月廿二日

第五二號

電報譯六月二二日午前午後一時

九分發

於

次官宛 發信者

總參謀長

大連支部ニラル銃三百六十挺ニ當方ニ入用

ニ付大連東兵站監部ニ引渡方ニ支度部ニ


照會シ四直キタリニ承認サレタシ又旅順ニ

五銃五〇〇挺ヲモ當方ニ交付スル様命

合サレタシ

陸軍省

陸軍電信用紙 1843

局 着		局 發		所名人信發					
印 附 日	技手	受午	受午	第	報				
	陸	陸	陸	月	局				
	分	分	分	日	報				
					定 指				
T	2	キ	7	ハ	シ	0	セ	夕	番 號 第 事 記 號
N	マ	夕	7	イ	シ	7	シ	イ	
H	夕	1	7	夕	7	7	1	シ	
	シ	シ	シ	シ	シ	7	シ	シ	
シ	7	ヨ	ヨ	カ	カ	7	ヨ	シ	
シ	7	4	7	夕	夕	7	夕	7	
7	夕	井	イ	7	7	夕	シ	シ	
五	シ	シ	シ	7	7	夕	シ	夕	
0	井	夕	夕	シ	シ	シ	夕	シ	

